

訴訟担当事件実績

訴訟担当事件実績

主に、東京都総務局法務部において、4代の都知事(美濃部亮吉、鈴木俊一、青島幸男、石原慎太郎)の指定訴訟代理人として通算20年間400件以上の行政訴訟事件、民事訴訟事件本案訴訟を担当して法廷活動に携わってきた。担当してきた事件としては、都市計画関係の行政事件、都立病院の医療過誤事件、公物管理瑕疵事件、学校事故事件、警視庁の警備・公安事件等に係る国家賠償事件などである。また、東京都水道局総務部庶務課課長補佐(法務担当)としても、所管の民事訴訟事件及び労働事件本案訴訟の訟務実務を担当してきた。これまでに担当してきた訴訟事件のうち、最高裁民事裁判例集や判例時報等の刊行物に、代理人名「林勝美」として記名登載されている判決を別紙として掲げた。

なお、この「訴訟担当事件実績」は、熊本大学大学院法曹養成研究科紀要『熊本ロージャーナル第4号』(「林勝美教授退職記念号」、2010. 3)から転載したものである

主な訴訟担当事件	年月日(判決言渡)	概 要
<p>都知事の指定訴訟代理人として得た判決のうち、判例時報等の刊行物に代理人名「林勝美」と記名登載されている判決のみ記載した。その他の判決は、大小にかかわらず、すべて省略した。したがって、最高裁での和解事件(東部鉄道vs東京都)も省略している。もちろん、これまで数多く担当した和解事件、調停事務、保全事件、強制執行事件、競売事件は、記載していない。</p>		
<p>(1) 田無市都市開発事業計画決定取消請求事件 (東京地裁 昭和50年(行ウ)第26号、民事第3部判決)</p>	<p>S52.1.20 判決</p>	<p>田無駅前都市再開発事業計画を不服として、施行区域内の地権者が計画決定の取消を求めて訴えを提起した行政事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料17巻2号1頁)</p>
<p>(2) 仙川小金井分水路工事差止仮処分申請事件 (東京地裁八王子支部 昭和52年(三)第116号、民事第1部決定)</p>	<p>S52.3.30 決定</p>	<p>多摩川水系一級河川仙川上流部に発生する水害を軽減・防止するため、同水系一級河川野川に仙川の水の一部を分水する分水路建設工事を開始したところ、野川近辺の住民から、工事に使用する凝固剤により地下水が汚染されるとして、工事差止の仮処分申請がなされた事件 (東京都法務資料17巻2号40頁)</p>

<p>(3) 時効により取得した通行地役権の侵害を理由とする都立保田児童学園の跡地の現状変更禁止仮処分申請事件 (千葉地裁館山支部 昭和 52 年(ヨ) 第 38 号決定)</p>	<p>S53.1.13 決定</p>	<p>都立保田児童学園(鉄筋 3 階建て)が建築されると、隣地に居住する住宅からの海岸の眺望が阻害される等として、また、学園敷地の一部を時効取得したとして、学園跡地の現状変更禁止を求めた仮処分申請事件都側勝訴決定 (東京都法務資料 18 巻 1 号 16 頁)</p>
<p>(4) 憲法 29 条 3 項に基づく損失補償金請求事件 (東京地裁 昭和 40 年(ワ) 第 2175 号、民事第 17 部判決)</p>	<p>S53.4.27 判決</p>	<p>土地区画整理事業区域内の道路予定地内に借地権を有する原告は、違法な指定処分により、建物が建てられず、使用収益権が侵害されたとして、都に対して訴えを提起した事件都側勝訴判決 (東京都法務資料 18 巻 2 号 20 頁)</p>
<p>(5) 田無市都市開発事業計画決定取消請求控訴事件 (東京高裁 昭和 52 年(行コ) 第 19 号、第 7 民事部判決)</p>	<p>S53.5.10 判決</p>	<p>上記、昭和 52 年 1 月 20 日判決言渡事件(田無都市再開発事業)の控訴審判決である。 都側勝訴判決 (東京都法務資料 18 巻 2 号 13 頁) (東京高裁判決時報(民事)29 巻 5 号 99 頁)</p>
<p>(6) 建物収去土地明渡等請求事件 (東京地裁 昭和 45 年(ワ) 第 12546 号、民事第 31 部判決)</p>	<p>S55.4.28 判決</p>	<p>東京都が借地権者となっている借地契約について、借地法 4 条 1 項ただし書の正当事由(更新拒絶の正当事由)の適用をめぐる争われた事件都側勝訴判決 (東京都法務資料 20 巻 4 号 1 頁)</p>
<p>(7) 都道の瑕疵を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁 昭和 55 年(ワ) 第 159 号、民事第 10 部判決)</p>	<p>S55.11.28 判決</p>	<p>日原鍾乳洞に通じる都道小川谷橋欄干の隙間(29cm)から、児童が同橋の下へ転落死亡したのは、都の都道の設置・管理の瑕疵に基づくものであるとして、原告が損害賠償を求めて訴えた事件 都側勝訴判決(東京都法務資料 21 巻 1 号 27 頁)</p>
<p>(8) 建物収去土地明渡等請求控訴事件 (東京高裁 昭和 55 年(ネ) 第 1216 号、第 1 民事部判決)</p>	<p>S56.4.13 判決</p>	<p>上記、昭和 55 年 4 月 28 日判決言渡事件(建物収去土地明渡等請求事件)の控訴審判決である 都側勝訴判決 (判例時報 1004 号 65 頁)</p>

<p>(9) 憲法 29 条 3 項に基づく損失補償金請求控訴事件 (東京高裁 昭和 53 年(ネ) 第 1285 号、第 4 民事部判決)</p>	<p>S56.4 .16 判決</p>	<p>上記、昭和 53 年 4 月 27 日判決言渡事件(憲法 29 条 3 項に基づく損失補償金事件)の控訴審判決である。 都側勝訴判決 (判例時報 1005 号 99 頁)</p>
<p>(10) 国家賠償請求事件 (東京地裁 昭和 53 年(ワ) 第 5307 号、民事第 13 部判決)</p>	<p>S56.7 .27 判決</p>	<p>5 歳の男児が隅田川の護岸に放置された梯子から水際に行き転落死亡した事故につき、護岸の管理に瑕疵があったとして、原告が訴えを提起した事件(過失相殺 6 割) 都側一部敗訴判決 (判例時報 1023 号 74 頁)</p>
<p>(11) 損害賠償請求事件 (横浜地裁川崎支部 昭和 50 年(ワ) 第 332 号、民事部判決)</p>	<p>S58.4 .28 判決</p>	<p>都(下水道局)が発注した下水道小台処理場汚泥消化槽の工事中、メタンガス爆発事故(3 名死亡、2 名重症)が発生したのは、注文者である都の主任監督員の指図・監督の過失に起因するものであるとして、都に対して、損害賠償を求めて、訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 23 巻 4 号 12 頁)</p>
<p>(12) 国家賠償請求事件 (東京地裁 昭和 53 年(ワ) 第 12508 判決)(警視庁事件)</p>	<p>S59.6 .29 判決</p>	<p>原告は、都立富士高校放火事件につき、刑事審で無罪となったが、そもそも取り調べ警察官により、自白を強要され、かつ、その自白を維持させられるという違法な捜査が原因となったものであるとして、都に対して損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側一部敗訴判決 (判例地方自治第 9 号 85 頁)</p>
<p>(13) 損害賠償請求事件 (東京地裁 昭和 49 年(ワ) 第 6216 号、民事第 10 部判決)(警視庁事件)</p>	<p>S59.7 .23 判決</p>	<p>原告は、放火犯人の被疑者として、下谷警察署に同行を求められ、取り調べ中に、左上腕骨折をしたのは、警官を軽く足で蹴った際それを奇貨として違法に原告の上腕をねじり上げたことに起因するものであるとして、都に対して損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側一部敗訴判決 (判例時報 1153 号 179 頁)</p>

<p>(14)都道の管理瑕疵を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁 平成7年(ワ)第11843号、民事第27部判決)</p>	<p>H8 .10.31 判決</p>	<p>原告は、都道の歩道上を自転車で走行中、道路の切り下げ部分において車道内に転倒し、おりから走行中の自動車に衝突し、死亡したのは、都の道路の管理の瑕疵に起因するものであるとして、都に対して損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 36 巻 4 号 59 頁)</p>
<p>(15)医療過誤を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁 平成7年(ワ)第15417号、民事第43部判決)</p>	<p>Hie.2 .20 判決</p>	<p>原告らは、原告らの夫であり、また、父であるA(当時76歳)が十二指腸等の悪性腫瘍により死亡したのは、都立病院の手術担当医師の診察過誤によるものであるとして、都に対して損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 38 巻 1 号 60 頁)</p>
<p>(16)都道の設置・管理の瑕疵を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁 平成7年(ワ)第20785号、民事第1部判決)</p>	<p>Hie.9 .4 判決</p>	<p>原告は、都道鶴川街道沿いで電気製品等の販売店を営み、地下倉庫に製品を保管していたところ、豪雨により都道からの越流によって製品が水浸しになり被害を受けたのは、道路の設置管理の瑕疵によるものであるとして、都に対して損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (判決時報 1671 号 78 頁) (本事件の判例評釈・自治研究 76 巻 8 号 1188 頁)</p>
<p>(17)接見妨害を理由とする損害賠償請求上告事件 (最高裁 平成7年(オ)第105号、第三小法廷判決)(警視庁事件)</p>	<p>HI2.6 .13 判決</p>	<p>接見交通権を違法に妨害されたとして、都に対して損害賠償を求めた上告事件 都側敗訴判決 (判例時報 1721 号 60 頁) (最高裁民集 54 巻 5 号 1635 頁) (東京都法務資料 40 巻 2 号 27 頁)</p>
<p>(18)誤った行政指導を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁八王子支部 平成4年(ワ)第1424号、民事第2部判決)</p>	<p>HI2.5 .8 判決</p>	<p>原告は、国立市職員が交付した道路建設計画書の誤った記載を信じて高層ビルの用地として土地を購入したところ、これが不可能となったので、国立市のミス、及び都に対しては適切な勧告を怠った過失があると</p>

		<p>して、都も被告に加え、損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (時報 1728 号 36 頁)</p>
<p>(19)国家賠償請求控訴事件 (東京高裁 平成 12 年(ネ)第 1759 号、第 15 民事部判決)(警視庁事件)</p>	HI2.10.25 判決	<p>都の身分を有する北海道警察の警察官が、東京地方検察庁で研修中に、検事の補助者として捜査中、弁護士の所属団体について調書記載をしてこれを刑事訴訟記録の一部として供したのは、プライバシーの侵害であるとして都及び国等を訴えた事件の控訴審で、原審判決を変更して都側勝訴(国一部敗訴)を判示した控訴審事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 40 巻 3・4 号合併号 67 頁)</p>
<p>(20)都立公園の管理瑕疵を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁 平成 11 年(ワ)第 5612 号、民事第 18 部判決)</p>	HI3.4.16 判決	<p>原告は、都立蘆花公園内の園路を自転車で通行中、木の枝の剪定のため困ったトラロープに体をとられて転倒し、傷害を負ったのは、都の公園の管理瑕疵に起因するものであるとして、都に対して損害賠償を求めて訴えた事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 41 巻 2 号 53 頁)</p>
<p>(21)ラグビーの事故を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁 平成 11 年(ワ)第 729 号、民事第 32 部判決)</p>	HI3.11.14 判決	<p>原告は、都立富士高校の学生であるが、ラグビーの練習中に転倒し、「弾椎損傷」の結果両下肢麻痺の傷害を負ったのは、本来監督が立会った中で練習しなければならないのに、監督不在中による事故であるから、過失があるとして都に対して、損害賠償を求めて訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 41 巻 2 号 28 頁)</p>
<p>(22)景観権侵害を理由とする損害賠償請求事件 (東京地裁八王子支部 平成 8 年(ワ)第 1704 号、民事第 2 部判決)</p>	HI3.12.10 判決	<p>原告らは、国立駅前通り(大学通り)付近に居住し、又は同通りを利用する者であるが、駅前の容積率を平成元年に 400%から 500~600%に上げた結果ビルが林立することとなり景観を著しく阻害しているのは、都の違法な都市計画に起因するものであるとして、都に対して損害賠償</p>

		を求めて訴えを提起した事件 都側勝訴判決 (東京都法務資料 41 巻 2 号 48 頁)
--	--	--